

令和6年3月29日
千葉県報第13926号別冊

監査の結果に係る措置の内容の公表

(定期監査)

千葉県監査委員

目 次

措置内容の公表の概要

1	措置通知提出日	1
2	措置通知機関数	1
3	指摘等結果の措置通知件数	1

第1 定期監査

1 普通会計

その1	総務部資産経営課	2
その2	総務部政策法務課	2
その3	総務ワークステーション	3
その4	健康福祉部児童家庭課	3
その5	健康福祉部障害者福祉推進課	4
その6	商工労働部観光誘致促進課	4
その7	県土整備部用地課	5
その8	千葉県議会事務局	5
その9	教育庁企画管理部福利課	6
その10	教育庁教育振興部学習指導課	6
その11	教育庁教育振興部児童生徒安全課	7
その12	柏県税事務所	7
その13	印旛健康福祉センター	8
その14	夷隅健康福祉センター	9
その15	東上総児童相談所	9
その16	海匠農業事務所	10
その17	東葛飾土木事務所	10
その18	香取土木事務所	11
その19	夷隅土木事務所	12
その20	千葉港湾事務所	12
その21	葛南港湾事務所	13
その22	東上総教育事務所	13
その23	南房総教育事務所	14
その24	成田国際高等学校	14

2 公営企業会計

その25	企業局水道部浄水課	15
その26	千葉水道事務所	15
その27	市川水道事務所	16
その28	柏井浄水場	17
その29	葛南工業用水道事務所	17
その30	君津工業用水道事務所	18

措置内容の公表の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、知事等から監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、当該措置の内容を公表するものである。

1 措置通知提出日 令和5年11月16日から令和6年2月26日までに通知のあったもの

2 措置通知機関数

(1) 定期監査

ア 普通会計	24機関、	28件（指摘事項	10件、注意事項	18件）
イ 公営企業会計	6機関、	8件（指摘事項	4件、注意事項	4件）

3 指摘等結果の措置通知件数

(1) 定期監査

ア 普通会計

(ア) 指摘事項に対する措置（10件）

- a 契約事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・3件
- b 収入事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・2件
- c 収入未済の解消を求めたもの・・・1件
- d 債権について、適正な管理を求めたもの・・・1件
- e 前渡資金の事務手続誤りについて、再発防止を求めたもの・・・1件
- f 履修登録事務の誤りについて、再発防止を求めたもの・・・1件
- g 公立高校入学者選抜学力検査の採点誤りについて、適正な事務手続を求めたもの・・・1件

(イ) 注意事項に対する措置（18件）

- a 収入未済の解消を求めたもの・・・6件
- b 支出事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・3件
- c 契約事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・2件
- d 普通財産について、適正な管理を求めたもの・・・2件
- e 収入事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件
- f 支出負担行為の遅延について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件
- g 工事の積算について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件
- h 不法占用されている財産について、適正な管理を求めたもの・・・1件
- i 給与の事務手続について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件

イ 公営企業会計

(ア) 指摘事項に対する措置（4件）

- a 前渡資金の事務手続誤りについて、再発防止を求めたもの・・・2件
- b 契約事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・2件

(イ) 注意事項に対する措置（4件）

- a 支出負担行為の遅延について、適正な事務手続を求めたもの・・・2件
- b 収入事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件
- c 支出事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件

定期監査

1 普通会計

その1

1 監査対象機関 総務部資産経営課

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 8月25日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 9月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

普通財産として管理している土地について、貸付条件に違反している状況を看過したまま貸付けを行っていた事例が認められたことから、今後は適正な管理を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、県の貸付地の一部について、借受人が自己所有地に電柱支線が設置されたものと誤認し、貸付条件に違反して、無許可で県有地に電柱支線が設置された事案である。

判明後、借受人に対し、管理者として貸付契約を遵守し、貸付地を適切に管理するよう通知した。

また、電柱支線の所有者に対し、速やかに貸付申請を提出させ許可を行うとともに、既往使用料の支払いを求めた。

今後は、原則、年1回程度の現地調査や借受人からの現況写真の提出等により、所管する土地の現状を把握するなど、適切な財産管理に努めていく。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年2月20日

その2

1 監査対象機関 総務部政策法務課

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 8月25日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 9月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

雑入（公益目的取得財産残額に相当する額の金銭の贈与）366,128,600円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、解消に努めること。

3 講じた措置の内容

当該債権は、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の定めるところにより、公益認定の取消処分を受けた墓地を経営する法人に係る公益目的取得財産残額に相当する額について、県が贈与を受けたものとみなされ（みなし贈与）、取得した金銭債権である。

しかしながら、当該法人は墓地に係る土地や建物以外にほとんど資産がなく、債権の回収を行った場合、墓地使用权を有する利用者に損害を発生させることとなるため、当該法人に対し墓地経営を行っている公益法人への事業譲渡を行うよう墓地経営許可権者である千葉市とともに指導しており、利用者の保護を図りながら対応しているところである。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年2月20日

その3

1 監査対象機関 総務ワークステーション

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 8月25日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 9月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

市町村に提出する給与支払報告書について、一部支払額が二重計上された状態で提出された事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

総務ワークステーションにおいて、県が支払った給与・報酬等の年間支払額を給与支払報告書として市町村に提出しており、市町村はこの給与支払報告書から翌年の住民税額を決定している。

当該事案は、給与支払報告書に議員の期末手当データを二重に計上し提出したものであり、事案判明後に正しい内容の給与支払報告書を再提出したことにより、二重計上された75名のうち59名については正しい所得額に基づき税額決定されたが、16名については誤った所得額に基づき税額決定された。

当該16名については、7月以降、年間を通じて正しい税額となるよう市町村において対応済みであり、県から議員本人に対し、説明と謝罪を行った。

発生原因は、市町村に提出する給与支払報告書を作成するに当たり、議会事務局から提出されたデータと財務情報システムから出力された議員期末手当データとの突合作業により、重複した議員期末手当データを削除すべきところ、令和4年度の事務作業においては、突合作業を行わず、重複したデータの削除を行わなかったことによるものである。

再発防止策として以下の措置を講じた。

- (1) 給与支払報告書作成に係るマニュアルについて、事務処理及び手順を明確に記載し、確実に事務処理が行えるように見直しを行った。
- (2) 市町村に給与支払報告書を提出する際には、ダブルチェックを行い、二重計上のデータがないことを確認することとした。
- (3) 市町村等から照会があった際には、担当者から上司に報告・相談することを徹底し、組織としての対応を図ることとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年2月20日

その4

1 監査対象機関 健康福祉部児童家庭課

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和4年 8月22日
- (3) 監査結果報告年月日 令和4年 9月15日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

雑入(児童扶養手当返還金及び求償金)16,570,760円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

3 講じた措置の内容

本件収入未済のうち、児童扶養手当返還金の収入未済額10,014,148円については、滞納者に対する文書による一斉催告、一括返済が困難な者に対する分割による早期返還の指導のほか、分割による返還が滞っている滞納者に対しては再度の返還指導を行った。

この結果、令和3年度末の収入未済額 10,014,148 円に対し、12,000 円を回収した。

また、地方自治法第 236 条第 1 項の規定による時効が成立した債権 1,147,020 円を不納欠損処分したこと等により、令和4年度末の収入未済額は 8,799,128 円となった。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年2月26日

その5

1 監査対象機関 健康福祉部障害者福祉推進課

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和5年 8月17日

(3) 監査結果報告年月日 令和5年 9月13日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

雑入（自立支援医療費返還金）13,108,290 円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

3 講じた措置の内容

県は債務者を被告として令和3年12月28日に返還を求めて提訴し、令和4年5月31日に被告に13,108,290 円及び遅延損害金の支払いを命じる判決が下り、同年6月16日に判決が確定した。

その後、債務者の代理人（弁護士）と納付交渉を行っていたが、令和5年1月に代理人の辞任通知が届いたため、本人との納付交渉に努めていた。

しかし、債務者が自己破産の申立てを行い、令和5年5月31日に東京地方裁判所で破産手続が開始されたことから、破産債権届出書を破産管財人宛て送付し、裁判所の決定を待って対応することとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年2月26日

その6

1 監査対象機関 商工労働部観光誘致促進課

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和5年 8月23日

(3) 監査結果報告年月日 令和5年 9月13日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

使用料及び賃借料の執行について、支出負担行為が6か月以上遅延している事例が1件（59,400 円）認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、職員の支出事務に関する知識・理解の不足や、組織としてのチェック体制が不十分であったことが原因である。

再発防止策として、担当者としては、「支出事務の手引き」等を用いて関連規則の習熟に努めるとともに、年度当初に行うべき事務の一覧表に当該事務を加えた。また、複数人による進捗状況の確認を徹底し、適切な事務執行に努めることとした。

さらに、内部統制3様式を活用し、決裁に添付するなどして、管理職によるダブルチェックを確実に行うこととし、内部統制体制の整備を図った。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年2月9日

その7

1 監査対象機関 県土整備部用地課

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 8月21日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 9月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

雑入（損害賠償金）26,451,134円（かい分）の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

3 講じた措置の内容

当該収入未済は、普通財産の不法占有による県への損害賠償金である。

県有地内の不法占有物件について、平成29年11月に撤去等を求め提訴、令和4年1月に判決を受け、建物の収去、土地の明渡し、損害賠償金の支払い等が認められたことから、被告である占有者に対し、判決の履行を求めているものである。

なお、提訴後、占有者により大半の物件が撤去されたため、当該部分については訴えを取り下げたが、占有者の建物を店舗経営のため賃借している者がおり、この建物は撤去されていない。

債権の確保に向け、今後、弁護士委託による財産調査等を実施し、強制執行可能な財産が確認できた場合は差押え等を行い、不動産の競売等の手続を進めていく。

また、これらを債権に充当してもなお残額が生じた場合には、関係部署と相談しながら対応していく。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年2月26日

その8

1 監査対象機関 千葉県議会事務局

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 8月24日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 9月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

産業廃棄物の処分について、排出事業者として法令で定められた契約を締結していない事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は新たに椅子6脚を購入するに当たり、不用となる椅子については、本来産業廃棄物として収集運搬及び処分の許可を有する者と委託契約を締結して処分すべきところ、物品売買契約の業者に処分を依頼したものである。

再発防止策として、廃棄物の処理に当たっては、事前に必ず関係法令を確認するとともに、判断に迷う事例の場合は本庁の担当課に照会し、決裁過程においても法令等の確認を行うよう周知徹底した。

また、内部統制3様式に「産業廃棄物の処分について」を、新たなリスクとして追加した。

さらに、局内該当課において研修を行い、事務ミス再発防止策について、新たにグループワーク等を交えて検討した。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年11月16日

その9

1 監査対象機関 教育庁企画管理部福利課

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 8月18日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 9月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

- (ア) 普通財産として管理している土地について、貸付契約が締結されていない事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、適正な管理を行うこと。
- (イ) 雑入について、調定が6か月以上遅延している事例が1件(174,850円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

- (1) 教職員住宅敷地において、貸付契約が締結されていない電柱類が設置されていないか令和5年5月から7月にかけて現地調査を行ったところ、未契約の可能性のある電柱類が確認されたため、設置者に対し、未契約の可能性のある電柱類の確認と未契約の場合は速やかに貸付申請を行うよう通知し、貸付承認等の手続を行っていくこととした。

また、今後、未申請のまま電柱類が設置されることがないように、当課連絡先を記載した「立入禁止」の看板を敷地フェンスに設置し、今後も定期的な住宅点検を行うことで、適正な財産管理に努めていくこととした。

- (2) 本件は、前年度の戻入金の未済に係る歳入調定について、本来は令和4年6月1日付けで調定すべきものであったが、担当者の財務規則等の習熟不足や組織としてのチェックが不十分であったことから、調定が遅延したものである。

今後は、財務規則や手引き等を再確認して担当者の知識の習熟に努めるとともに、戻入金等の収入未済を管理するリストを作成して、複数人で確認することにより調定の漏れを防止し、また、債権管理簿や予算執行状況帳票により管理職員が歳入歳出状況を把握することで内部けん制体制の強化を図り、再発防止に努めていくこととした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年2月22日

その10

1 監査対象機関 教育庁教育振興部学習指導課

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 8月18日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 9月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項

イ 内容

- (ア) 令和5年度公立高校入学者選抜学力検査において、多数の学校で採点誤りが発生し、さらに本来合格とすべき受検者を不合格としている事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
- (イ) 負担金、補助及び交付金の執行において、必要な手続を行わなかったことにより、予算を確保しないまま事業を執行している事例が認められたことから、今後は事業の執行に当たり、適切な事務手続が行えるよう内部統制を機能させること。

3 講じた措置の内容

- (1) 採点誤りを受けて、外部有識者により構成される「千葉県公立高等学校入学者選抜改善検討会議」を開催し、採点誤りの要因分析と根絶のための提言について協議をしていただいた。
採点誤りの要因は、日程や解答用紙の構成が採点者の意識に影響したことなど、複数の要因が関係し起こったものと考えられる、と検討会議からの提言があった。
検討会議の提言を踏まえ、「マークシートの導入」、「デジタル採点システムの導入」、「合否のボーダーライン付近の点検の実施」、「採点業務に集中できる日程の工夫」、「マニュアルの作成」の5点について、改善策を公表し、令和6年度入学者選抜から実施していく。
- (2) 本件は、令和4年度から事業を所掌する担当課が変更になったにも関わらず、従前の担当課が会計事務を執行するものと誤認していたことにより、予算の有無を確認しなかったことが原因である。
再発防止策として、職員に担当業務におけるリスクを把握させた上で内部統制3様式の添付を徹底させ、管理職は、適正に財務処理が行われるよう厳正にチェックするなど内部統制体制の整備を図った。
また、担当課の変更時には、担当者及び予算担当者の複数名で引継を適切に行うこととした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年2月22日

その1 1

1 監査対象機関 教育庁教育振興部児童生徒安全課

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 8月18日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 9月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項

イ 内容

貸付金元利収入（修学奨励資金貸付金返納）について、債権残高が正確に把握されていない状況が認められたことから、今後は適正な債権管理を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、債権残高に係る貸付額、期限未到来債権額及び返還免除額に誤りがあったものである。

貸付額については、本来合算されるべき金額を除外して算出しており、期限未到来債権額及び返還免除額については、過去の実績に基づき処理分を計算する方法をとっていたが、過去の合計額に誤りがあったため、実際の額と異なっていた。

今後、算出の際には十分に額を精査し、正確に行うとともに、複数の担当者で処理に誤りがないようチェックを徹底する。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年2月22日

その1 2

1 監査対象機関 柏県税事務所

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 7月14日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 9月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

需用費等の執行について、支払時期の遅延が6件（57,747円）認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、金融機関への預金照会に係るコピー代及び郵送代、法規集の追録代並びに電話料金に関する支払遅延である。いずれも、支出担当者が決裁後に返却された伝票を支払登録担当者に引き継ぐのを失念し、支払登録担当者及び管理職は、独自で管理している「支払予定リスト」や財務情報システムの「支出命令一覧」にてチェックすることで、支払登録の漏れ防止を図っていたが、見落とししてしまったことが原因である。

再発防止策として、財務会計や出納審査に関する研修受講等による諸規程や手引等の内容の習熟に努めることはもとより、決裁後の財務伝票を全て管理職に返却し、その後の処理に応じて管理職が各担当者に振り分けることとした。

加えて、財務情報システムでチェックする際に使用する照会画面は、支払未登録の各伝票の情報が、スクロールが必要なほど多く表示される「支出命令一覧」ではなく、出納権限のある所属が利用できる「支払日別命令一覧」（支払未登録となっている各伝票がコンパクトに表示される照会画面）を用いることで、登録漏れを防ぐこととした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年2月20日

その13

1 監査対象機関 印旛健康福祉センター

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和4年 7月19日
- (3) 監査結果報告年月日 令和4年 9月15日
- (4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項

イ 内容

雑入（生活保護費弁償金等）について、令和4年3月末現在で17,462,484円と多額の収入未済が認められること、これに加え、過年度において、消滅時効が完成した後に計45,000円の徴収を行っていた事例が認められたことから、今後は、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

3 講じた措置の内容

(1) 雑入（生活保護費弁償金等）の収入未済について

令和4年3月末現在での収入未済額17,462,484円については、履行期限の延長処分に伴う調定減額が797,851円、収入済額が970,568円、また、債権の消滅時効の到来及び債権管理条例の適用による債権放棄に伴う不納欠損額が2,879,480円であり、計4,647,899円を縮減し、令和5年3月末現在の収入未済額は12,814,585円に減少した。

(2) 消滅時効完成後の徴収事例について

過年度において、消滅時効が完成した後に計45,000円の徴収を行っていた事例については、既に債務者が死亡し、加えて、全ての相続人が相続放棄をしていることから、返還すべき相手方が不存在となっている。

政策法務課への法律相談の結果を踏まえ、弁済供託制度の利用が可能であるか法務局と協議することとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年2月26日

その14

1 監査対象機関 夷隅健康福祉センター

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 5月11日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 9月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項及び注意事項

イ 内容

(ア) 指摘事項

産業廃棄物の処分について、産業廃棄物処分業許可を受けていない者に委託し、廃棄物が適法に処分されなかった事例が認められたことから、今後は、関係法令を遵守し適正な事務手続を行うこと。

(イ) 注意事項

夷隅健康福祉センター庁舎機械警備業務委託について、設定する必要のない最低制限価格を設定したことにより、本来落札者となるべき者が失格となった。これにより、過大な契約金額及び支出が発生した事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

(1) 指摘事項

本件は、事務室等で使用している蛍光灯を廃棄物処理法等関係法令の理解不足から一般廃棄物と誤認し、産業廃棄物処分業の許可を受けていない者に一般廃棄物として収集運搬を委託していた案件である。

再発防止策として、廃棄物の処分に当たっては、事前に必ず関係法令を確認するとともに、判断に迷う事例の場合は本庁の担当課に照会することを徹底した。

また、決裁過程においても必ず法令等の確認を行うこととした。

(2) 注意事項

本件は、職員の入札事務に関する知識不足及び決裁過程での確認が不十分であったことにより発生したものである。

再発防止策として、契約事務に関する研修等への参加により、必要な知識の習得を図るとともに、複数人での確認を徹底することとした。

また、入札事務の内部統制3様式や入札執行時用のチェックリストの活用等により確認の徹底を図っていくこととした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年2月26日

その15

1 監査対象機関 東上総児童相談所

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 6月 8日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 9月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

民生費負担金(児童措置費負担金)について、令和5年2月末現在で16,987,263円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

また、県立施設の民生費負担金(児童福祉施設費負担金)に係る収入未済についても、解消に努めること。

3 講じた措置の内容

民生費負担金の収入未済については、滞納者に対し文書による催告を実施し、継続的な徴収に努め、295,400円を回収した。また、地方自治法第236条第1項の規定により時効が完成したことから、313,710円を不納欠損処分としたところである。

この結果、令和5年2月末時点で収入未済であった16,987,263円については、令和5年5月末現在16,378,153円となった。

また、円滑に徴収事務を実施できるよう、庶務課担当者と児童福祉司との連携を強化し、互いに情報を共有しながら業務を進めている。

不納欠損の処理については、時効が到来したものについて毎月末に行い、時効経過後に債権の徴収を行わないよう管理の徹底を図っている。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年2月26日

その16

1 監査対象機関 海匠農業事務所

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 6月 1日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 9月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

特別会計就農支援資金の貸付金元利収入等について、令和5年2月末現在で19,068,332円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

3 講じた措置の内容

特別会計就農支援資金の貸付金元利収入等の収入未済19,068,332円（元金9,798,000円、違約金9,270,332円）については、主債務者、連帯保証人等に対し、文書、電話、臨戸による催告に加え、弁護士委託により返済を促した結果、元金105,000円、違約金350,000円を回収した。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年2月26日

その17

1 監査対象機関 東葛飾土木事務所

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 6月23日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 9月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項及び注意事項

イ 内容

(ア) 指摘事項

道路使用料等について、調定が3か月以上遅延している事例が7件(11,210,840円)、1か月以上3か月未満遅延している事例が36件(117,934,852円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

(イ) 注意事項

河川敷地等について、第三者により不法占用されており、管理が十分に行われていない事例が認められることから、今後は適正な管理を行うこと。

3 講じた措置の内容

(1) 指摘事項

本件は、道路占用の許可に伴う道路占用料等について、年度当初、速やかに調定すべきであったところ、年度当初に調定すべき対象及び件数を前年度末までに確認、整理ができていなかったことにより、調定の遅延が発生したものである。

再発防止策として、来年度は年度当初から起票できるよう、占用許可書の写しの整理や年度当初に調定すべき案件のチェックリストを作成し、当該チェックリストを複数の職員が確認することにより、業務の進捗状況を管理することとした。

(2) 注意事項

河川敷地の不法占用の主なものは、河川敷地の不法耕作、河川敷地を正当な理由がなく起居の場所としている者（以下、ホームレスという。）、河川管理用通路の不法占用である。

河川敷地の不法耕作については、不法耕作者が不明であるため、解決に向け、不法耕作者が耕作を行っていると考えられる時間帯にパトロールを実施したが、不法耕作者の特定には至っていない。引き続き、パトロールの他、近隣住民への聞き取りを行うなど、不法耕作者の特定及び撤去の是正指導に努める。

河川敷地のホームレスについては、坂川敷地において、令和5年11月末現在、1名が住んでいる。

関係機関である松戸市生活支援1課と情報を共有しながら、同市の委託を受けている応援団体と合同でパトロールを実施したが、本人との面談ができていない。

今後もホームレスが社会的に自立し、退去してもらえよう関係機関と連携しながら対策を図っていく。

河川管理用通路の住居等の不法占用については、不法占用者に対し、撤去を求める文書を送付した（訪問4件、郵送3件、電話3件）。今後も粘り強く撤去に向けた交渉を進めていく。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年2月26日

その18

1 監査対象機関 香取土木事務所

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 5月10日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 9月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項

イ 内容

前渡資金について、口座から引き出す金額を誤り、かつ、必要な手続を経ないまま戻入通知書を発行し、処理するなど、内部けん制体制の不備等による不適切な事例が認められた。今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

資金前渡職員の口座から現金を引き出す際は、資金前渡職員及び担当者は支出負担行為・支出伝票等により引き出す金額や支払日等の確認を徹底することとした。

また、公印を使用する際は、事務次長等に施行文の説明をし、公印使用確認を受けるとともに、公印使用簿へ記載した上でなければ押印できないことや、急を要する事案であっても、決裁を経ずに公印を使用することはできないことについて、毎年度始めに周知徹底することとした。

本事案を踏まえて、各種事務処理が関係法令等に基づき適正に行われるよう、管理職員は、日頃から職員に対して適切な指導や助言を行うなど、内部けん制機能が働く職場環境づくりに努める。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年2月26日

その19

1 監査対象機関 夷隅土木事務所

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 5月11日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 9月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

防災・安全交付金（舗装修繕）及び県単舗装道路修繕合併工事（横山舗装工）等について、積算金額の誤りが4件（計22,000円の過小2件、計8,096,000円の過大2件）認められたことから、今後は適正な積算を行うこと。

3 講じた措置の内容

関係職員に今回の積算ミス事案を周知するとともに、積算基準等の理解をより深めるための所内研修会を開催し、同様のミスが再び発生しないよう指導するとともに、設計書の審査に関する実施要領に基づく「審査の場」の活用を再度徹底し、積算誤りの防止に取り組むこととした。

また、県土整備部技術管理課の「設計書審査の徹底について」の通知に基づき、担当者はチェック者（課長・主任）に対し、積算条件や根拠等を説明し、内容を確認した上で、チェックシートのチェック項目の確認を改めて徹底することとした。

内部統制制度については、決裁時に内部統制3様式を添付し、事務フローやリスクの確認を行うこととした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年2月26日

その20

1 監査対象機関 千葉港湾事務所

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 7月 5日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 9月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

需用費の執行について、支払時期の遅延が3件(2,016,524円)及び当該遅延に伴う延滞利息(2,325円)の発生が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

支払が遅延した3件は、令和4年4月分の電気料金であり、東京電力エナジーパートナー（株）への支払が7日遅延した。

電気料金は、使用場所の違いにより、毎月3通の請求書が別々に郵送で届くが、全てがそろった時点で一本の支払伝票を起票し、支払っていた。

しかしながら、担当者は全ての請求書が届いた後も年度当初の業務繁忙により起票を失念してしまった。

再発防止策として、今後は請求書が届いた都度、支払手続を行うこととし、毎月支払が必要となる電気や電話などの経費については、全てチェックリスト化し、複数の職員で支払状況を確認することとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年2月26日

その21

1 監査対象機関 葛南港湾事務所

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 6月 6日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 9月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項

イ 内容

雑入等について、調定が3か月以上遅延している事例が107件(10,773,765円)、1か月以上3か月未満遅延している事例が18件(366,543円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

- (1) 複数名によるチェック体制の構築を行うとともに、改めて財務規則等を確認し、知識の習熟を図った。
- (2) 管理職員は適切に業務の進行管理を行い、万が一業務に遅れが見られる場合には、必要に応じて補助するなど、再発防止に努めた。
- (3) 内部統制については、年度始めに制度等について十分に周知し、制度の浸透を確実に図った上で、日々の業務の中で職員一人一人が内部統制3様式を用いてリスク対策の確認を行い、決裁時には内部統制3様式の添付を徹底するなど、内部統制制度の適切な運用に努めている。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年2月26日

その22

1 監査対象機関 東上総教育事務所

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 6月 8日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 9月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項

イ 内容

委託料(297,000円)の執行において、予算令達されていないにもかかわらず契約し、事業完了後に請書を徴取するなど、事務手続に著しく適正を欠く事例が認められた。

一連の事務手続について、組織として内部統制が有効に機能しているとは言い難い状況にある。今後は、内部統制体制を整備した上で適正な業務執行に努めるとともに、法令に基づく会計処理を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、教育事務所と主務課において委託事業を実施する期日の確認が不足していたことにより、事業実施前に予算令達を受けることなく事業を実施し、事業実施後に事務手続を行ったものである。

再発防止策として、当該年度に実施する事業について、事業担当が把握しているものを事務所全体で共有するため、事業の実施時期や内容を記載した一覧表を作成することとした。

また、全職員を対象とした財務会計事務研修の実施や内部統制3様式を活用し、事務フローやリスクを再確認したうえで、予算の確認を確実にを行うなど、内部統制の整備を図った。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年2月22日

その23

1 監査対象機関 南房総教育事務所

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 6月21日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 9月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

源泉徴収した所得税について、支払時期の遅延が1件(9,583,976円)及び当該遅延に伴う延滞税(1,200円)の発生が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、職員及び組織としての業務の進捗状況管理が十分でなかったことなどが原因である。

再発防止策として、適正な事務処理について担当者を指導するとともに担当事務に係る業務進行管理表により、他の職員が随時確認できる体制を整えることとした。

また、所内での業務進行状況の報告・連絡・相談・記録の徹底、当該作業における内部統制体制の見直しをするなどの対策を講じた。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年2月22日

その24

1 監査対象機関 成田国際高等学校

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 3月10日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 6月16日
- (4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項

イ 内容

国際科の履修登録に係る業務において、修得科目とは異なる科目を登録したことにより、誤った調査書を出願先等へ提出していたにも関わらず、卒業生に対する影響度合いの把握を怠っている事例が複数年度にわたり認められた。出願先等に対する実態把握を行うなど、適切な是正措置を講じるとともに、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

在校生への対応完了後に、卒業生についても同様に本件の影響度合いの調査を完了しており、推薦時の評価が逆転するなどの影響等が生じないことを確認した。

しかし、卒業生に対する本件の周知が不十分であったことを踏まえ、令和5年11月に本校ホームページに履修登録誤りについての内容を掲載した。今後、問合せ等があった場合には、事故に係る経緯を丁寧に説明した上で謝罪し、必要に応じて調査書の差し替え等の手続を取ることにした。

今後は、事故の再発防止に向けて、年度当初に履修科目の登録を行う際は、複数人により、必ず教育課程・科目別選別者一覧表等を照らし合わせて入力するとともに、教科主任・教務主任・管理職による確認を行うことをマニュアル化した。

また、進路指導事務処理における校内マニュアルの調査書点検の項目に「履修科目の確認」に係る項目を追加し、チェック体制の強化を図った。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年2月22日

2 公営企業会計

その25

1 監査対象機関 企業局水道部浄水課

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 7月24日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 9月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項

イ 内容

工事について、予算の裏付けがないまま契約をしてしまった案件が認められたため、今後は関係法令を遵守し、適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、PFI 事業の本体契約から変更が必要になった改修工事について、通常の契約行為と異なる事案のため手続に不慣れであったことに加え、PFI 事業者と取り交わす書類の名称が合意書となっていたことから、契約書に当たるという認識がなく、支出負担行為が不要であると誤認したこと、また合意締結時の起案文書について、本体契約との区分が明確になるように記載されていなかったことから、改修工事がPFI 事業の中で実施されるもので、新たな予算措置は必要ないと決裁時に誤認してしまったことが原因であった。

再発防止のため、企業局コンプライアンス推進本部会議及び千葉県企業局管理部経理課の開催する研修会において、今回の事例を紹介し局内で共有するとともに、これまで事務職員のみが参加していた当該研修に技術職員も参加するようにし、契約事務手続に関する意識の向上を図っている。

また、PFI 事業に係る契約手続に関する作業一覧表を作成し、今後は作業一覧表を確認しながら事務作業を行うことで、再発防止に努めている。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年2月22日

その26

1 監査対象機関 千葉水道事務所

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 5月30日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 9月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項及び注意事項

イ 内容

(ア) 指摘事項

資金前渡口座振替に係る支払について、支払う必要のない水道料金を支払うべきものと誤認識し、資金前渡を行ったという著しく不適正な事務処理が認められた。組織内でも確認を怠っていたことから、今後は確認体制を見直し、適正な事務処理が行われるよう、再発防止策の徹底を図ること。

(イ) 注意事項

資金前渡口座への入金日を誤った結果、別の口座振替分の支払が行われたことにより、本来の口座振替分の残高が不足し、支払が遅延した事例が認められた。さらに、延滞利息も発生していることから、再発防止策を徹底し、今後は適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

(1) 指摘事項

本件は、水道料金の減免通知について、記載されている減免額を支払うべき水道料金と誤認識し、不必要な資金前渡を行ったことによる。

再発防止策として、本事案について総務課内全体で共有するとともに、管理職の引継ぎの際にも、重大な会計ミス事案として引継ぎを行い、組織全体に周知を行った。

また、千葉県企業局財務規程、経理事務の手引き及び経理課主催の研修資料等を業務において十分に活用し、担当者、確認者及び管理職員による相互チェック体制を確立し、組織として再発防止を徹底している。

(2) 注意事項

本件は、年度末の事務繁忙期においてガス料金について記載された口座引落日を確認せず、資金前渡の入金日を口座引落日より後の日付で起票をしたことにより、先に資金前渡口座へ入金した水道料金と電気料金分の合計額から、ガス料金分が口座引き落としされ、電気料金について口座残額が足りず口座引落が行われなかったことによる。

再発防止策として、同様のミスが発生しないよう、請求書に記載の払込期限と口座振替日について、複数の者によるチェック体制を確立した。

また、公共料金の支払一覧表を作成し、口座振替日について課内で情報共有するなど、再発防止を図っている。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年2月22日

その27

1 監査対象機関 市川水道事務所

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 6月29日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 9月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

量水器弁償金等について、調定額を誤った事例が3件（68,854円の過大及び26,006円の過少）認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件について、事例3件のうち2件は、造成工事中の給水管の破損について、修繕工事費と損失水量を原因者に請求する際に、相手先と根拠資料を取り違えたものであり、残りの1件は、原因者が同一現場の量水器を5個紛失した際の立会費用について1回分を請求すべきところを5回分請求したものである。

修繕費と損失水量については、再発防止策として、調定伝票作成後に修繕調書と調定伝票の記載内容の突合を徹底することとした。

また、決裁の過程においてチェックシートを活用して管理することで再発防止に努めている。

量水器弁償金については、計算方法を担当職員に再教育し、複数人で計算結果を確認することで組織としての確認体制を見直し、再発防止に努めている。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年2月22日

その28

1 監査対象機関 柏井浄水場

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 7月21日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 9月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項

イ 内容

- (ア) 適正な手続のもと事業者との契約により車両用燃料を購入すべきところ、事務の失念により契約行為が行われずまま、数か月もの間、未契約の状態で行われていた事例が認められた。
さらには、その後の事務処理においても事実と異なる書類の作成を事業者に要求するなど、適切な事務手続による是正が図られなかったことは誠に遺憾である。
今後は、組織として適時適切な対応がとられるよう執行体制の改善を図った上で、内部けん制機能の強化や職員のコンプライアンスを徹底し、再発防止に取り組むこと。
- (イ) 前回、前々回の監査に引き続き、資金前渡口座の管理が適切に行われていなかった結果、残高不足による前渡資金の目的外使用も認められたことから、今後はこのようなことが発生することのないよう、適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

- (1) 本件は、公用自動車の車両用燃料の購入について、年度当初である4月1日付けで単価契約を締結すべきところ、契約の締結を行わないまま7月分までの車両用燃料の供給を受け8月1日付けで契約の締結を行ったものである。

再発防止策として、担当者が長期休暇に入り、事務の進捗状況を把握できなくなったという本件の原因を踏まえ、業務が属人的にならないようチェックシートで情報共有を行い、契約や支払状況の進捗を担当者、確認者、予算担当者及び事務次長で管理することとし、体制整備を図った。

また、朝の浄水場内でのミーティングの際に、事例紹介をすることにより、常日頃から職員のコンプライアンス意識の向上に努めている。

- (2) 本件は、資金前渡口座へ入金された資金について、当初の目的のために使用せず支払期限の近い別の支払へ使用し、その結果前渡資金の目的外使用を行ったものである。

再発防止策として、前渡資金の目的外使用をしないために、資金前渡業務か否かにかかわらず、関係法令を再確認し業務に取り組むよう課内で周知徹底し、また、支払業務においては、口座振替の案内や請求書等の到着時期及び支払時期をリスト化し、課内での共有を徹底するとともに、管理職員が常に業務の進捗管理を行うようにするなど、業務に遺漏が生じないよう体制整備を図った。

なお、本事案については5月の大型連休付近における請求であったことから、原因となった支払について口座振替払いから納入通知書払いに変更を行い、連休前には通常よりも早く請求書の送付を依頼できるよう体制を改めている。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年2月22日

その29

1 監査対象機関 葛南工業用水道事務所

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 6月6日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 9月13日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

修繕費の執行において、前回の監査に続き、支出負担行為が遅延している事例が認められたことから、事務所内での確認体制の見直しなど改善を図り、再発防止に努めること。

3 講じた措置の内容

本件は、担当者が他の業務で多忙であったため、支出負担行為の起票を失念したものである。

再発防止策として、経理課作成の経理事務チェックリストに加え、事務所独自のチェックリストを作成し、発注手続を時系列で管理し、進捗ごとに管理職員が確認することとした。

また、作成したチェックリストを月に2回程度行っている打合せにて使用することにより、再発防止に努めている。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年2月22日

その30

1 監査対象機関 君津工業用水道事務所

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和5年 5月30日

(3) 監査結果報告年月日 令和5年 9月13日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

支出負担行為が6か月以上遅延している事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、賃借料に係る契約であり、年度終了時に一括払いする契約内容のため、案件の存在を認識していなかったものである。

年度当初に起票が必要な案件については、一覧表を作成し課内で共有化を図った。

また、事務処理状況を総務課員全員が把握するためのチェックリストを作成し、組織として事務処理の漏れについて再発防止を図った。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年2月22日